

明治期を主とした「海外観光旅行」について

On the Outbound Tourism of Japan around the Meiji Era

上田卓爾
Takuji Ueda

キーワード：ツーリズムの定義、観光の定義、井上萬壽蔵、遣米欧使節、「観光」の用例、幕末の海外渡航解禁、解禁前の渡航事例、渡航事由と「遊歴」、満韓巡航船、世界一周会、浦潮遊航船、伏見半七、海外修学旅行、海外旅行の料金、

(要約)

本研究では現行のツーリズム・観光の定義を検証することから始めて、井上萬壽蔵の唱える定義に基き、幕末・明治期の留学生や遣米欧使節も観光旅行者(ツーリスト)に含めるべきであることを示した。また、慶応2(1866)年の海外渡航解禁の觸達前にも漂流者・密航者以外の海外渡航者がいたことを明らかにした。さらに、旅券の渡航事由である遊歴を観光旅行と看做すことが無意味であることを実証し、従来の知見である「海外観光旅行」の始まりが満韓巡航船や世界一周会などではないことを正確な資料から明らかにしたものである。

1. はじめに

日本人の海外観光旅行の起源についての先行研究は非常に少ない。もちろん、海外渡航に関する研究・著作はあるが、密航者、留学生、欧米への派遣使節がメインであり、海外観光旅行は「その他」として扱われる程度にすぎ

なかった。その原因として、「観光」とは物見遊山であるとの思い込みが世間ではなかば常識化しており、一方ではそれを払拭するだけの研究が観光学界でなされてこなかったことがあげられよう。

近年出版された「海外観光旅行」をタイトルに据えた著作としては「海外観光旅行の誕生」¹と「日本初の海外観光旅行 九六日間世界一周」²がある。前者はメディア論に立脚した力作であり、後者は旅行中の天候など細部に至るまで調べ上げた労作であるが、ともにガイド付きの団体旅行を取り上げている。何ゆえに「海外観光旅行」が団体旅行でなければならないのか。メディア・イベントの観点³から捉えるならば「海外観光旅行」は「団体旅行」となる必然性はあるものの、観光学の観点からすれば「海外観光旅行」が「団体旅行」である必然性は皆無であると言わなければならない。

また、この二者以外に海外観光旅行に該当するものがなかったかどうか。あるいはこの二者より早いものがあったのではないか。本研究は従来の知見を考慮に入れつつも、幕末・明治期の諸資料から当時の海外観光旅行の実態を解明することを目的としたものである。

2. 「ツーリズム」の定義と「観光」の定義について

本稿の英文タイトルとして、便宜上、「海外観光旅行」を **Outbound Tourism**(アウトバウンド・ツーリズム)としておいた。日本の学界においては、両者を同一視する傾向にあるが(例えば名称は「観光学」であったり「ツーリズム論」であったりするものの、講義内容は大同小異である)、「観光」も「ツーリズム」もそれぞれ成立年代も異なれば、語義についても少なからず差異があることを理解しておく必要がある。

(1) 「ツーリズムの定義」:

「ツーリズム」の定義は、UNWTO(世界観光機関)の最新の定義、“**Tourism Satellite Account: Recommended Methodological Framework 2008**”(TSA:RMF2008)によれば次の通りである。

“**Tourism is more limited than travel, as it refers to specific types of trips:**

Those that take a traveler outside his/her usual environment for less than a year and for a main purpose other than to be employed by a resident entity in the place visited. Individuals when taking such trips are called visitors. ”

「ツーリズムとは旅行もしくは旅の限定された形態のものであって、継続して1年を超えない期間で、日常の生活圏の外にあること、訪問地における居住者に雇用される以外の主目的をもつこと。こうした旅行をする者が訪問者と呼ばれる。」⁴ TSA:RMF2000 では次のように表現されていた。

“Tourism is defined as the activities of persons traveling to and staying in places outside their usual environment for not more than one consecutive year for leisure, business and other purposes not related to the exercise of an activity remunerated from within the place visited. “

「ツーリズムとは、継続して1年を超えない範囲で、レジャーやビジネスあるいはその他の目的で、日常の生活圏の外に旅行したり、また滞在したりする人々の活動を指し、訪問地で報酬を得る活動を行うことと関連しない諸活動と定義される。」⁵

大阪観光大学の佐竹は、「tourism の定義に対応し、その構成要件を具備する単独の日本語は、現時点で、存在しない。」とし、さらに「tourism に対応するものとしてカタカナ表記のツーリズムを用い、その意味空間には TSA:RMF2008 による定義を存知させる」として「ツーリズム」と「観光」を峻別している。⁶

(2) 「観光」の定義：

「観光」の定義は「ツーリズム」のように議論されていない。諸説紛々といった状況である。観光立国といい、観光庁、国際観光局も設立・改称されているが、まず、定義の整理から始めるべきではなかろうか。例えば、最も定義が重要視されるべき辞典類を見てみると、

「観光学大事典」では「観光の完璧な定義は、観光学の最終的な目標と

さえいえる。」とし、暫定的に定義するために「観光の語源」を探り、観光の起源をたどる。そして、観光の起源をふまえながら、「観光」という言葉の現代的意味、すなわち「観光の概念」を「移動」「交流」「事業」という三つの視点から明らかにし、現代観光の輪郭を描き出す。」⁸としているが、肝心の「観光の語源」の記述、特に語源と用例の大部分は誤解と無理解によるもので、参考資料とするには程度が低すぎると思われる。

②「観光学辞典」では「自由時間における日常生活圏外への移動をともなった生活の変化に対する欲求から生ずる一連の行動」とし、自由時間とは余暇の意味；日常生活圏外への移動とは旅行だけでなく、日帰りの行楽も含む；生活の変化に対する欲求とは種々の情報によって触発される休養、鑑賞、知識、体験、スポーツといった欲求；一連の行動とは移動、鑑賞、休養、食事、睡眠であるが、観光客と訪問地の人々との間の諸般の関係を含むもの、と長々とした定義を述べているが⁹これも語源・用例が誤っており、満足な定義とはみなしがたい。

(3)本稿における「観光」の定義と「海外観光旅行」についての考え方：

本稿では扱う時代が幕末・明治期であることから、現状の不完全な「観光」の定義や UNWTO の「ツーリズム」の定義にはとらわれず、大戦間の国際観光局の実務者、井上萬壽蔵の定義に依ることとしたい。

井上はその著書「観光教室」で次のように述べている。

「観光とは、つまり、一、人が日常生活から離れて、二、ふたたびもどって来る予定で移動し、三、気ばらしを楽しむことであり、その構成は、観光意欲と観光目的物との結びつきであるといえよう。」¹⁰さらに、「観光とは人が日常生活圏を離れ、再び戻る予定で、レクリエーションを求めて移動することである」¹¹とも述べている。

井上の定義にこだわる理由は、ひとつには井上が留学生をツーリストとして扱っている点にある。UNWTO の「ツーリズム」の定義によるならば、1年を超える留学生はツーリストではないことになるが¹²、井上はオギルヴィ

(E.W.Ogilvie)の「ツーリスト移動論」におけるツーリストの定義について、「留学生には1年間以上にわたるものはたくさんあり、この点からいっても、前の(二)の要件(一年間を越えない期間、住居を離れること)はあたらない。」と否定している。¹³さらに、「移住の要件としての期間が1年を越えることと定められていることから、移住と区別される観光の期間を、これにとらわれて1年未満と限定したものと思われる。」とし、ゲーテの第一回イタリア旅行が1年半の観光旅行であるとしている。¹⁴これは次のような資料からも補強される。すなわち、「国連の人口統計でいう『長期滞在外国人』とは滞在期間が1年を超えるもの¹⁵という表記である。また、所得税法第二条第三号には居住者として、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう」との定義がなされている。

また井上は、「気ばらし」については「いわば、日常生活から気持ちを転換することで、かならずしも狭い意味での、いわゆる娯楽だけではない。校外活動の一種とみられる修学旅行も、その本質は気ばらしであることは前にも述べたとおりである。見学といい、視察という場合でも、同じく広い意味での観光のうちにふくまれるものとみななければならない。見物だけが観光ではなく、療養や研究を目的とする観光もあり、用務を兼ねての観光さえもありうるのである。」¹⁶として、今日のヘルス・ツーリズムやエデュケーショナル・ツーリズム、さらには「兼観光」にまで言及しているのである。これは慧眼であると言えよう。これが井上の説にこだわる二つ目の理由である。(井上は別に「レクリエーションを求めている移動すなわち観光には、くつろぐ観光、休む観光、見る観光、遊ぶ観光、動く観光、学ぶ観光、調べる観光など、さまざまな類型があることがわかる。」とも述べている¹⁷。)

幕末・明治の留学生は(密航者も含めて)1年をはるかに超えた者が多く、公金もしくは私費で留学したものであって、勉学の合間の気晴らしとして各種の楽しみを経験していることは彼らの著作からも明らかである。¹⁸貧乏に悩んだといわれる夏目漱石にしてもロンドンにばかりいたわけではない。明治35年10月にはスコットランドのピトロクリ(Pitlochry)に旅行・滞在して「自

分は明日早朝キリクランキーの古戦場を訪はうと決心した。」と述べているのである。¹⁹

また、「用務を兼ねての観光」も、例をあげるとすれば、万延元(1860)年の遣米使節、新見豊前守一行がある。旅券は持参していないが、渡航事由は日米修好通商条約の批准書の交換という公用である。1月18日日本発、批准書交換は閏3月28日であるのに、帰着は9月28日(旧暦)²⁰。しかも、東回りで世界一周をしているのである。条約の交換が終わったあとでの旅行については、全くの観光旅行と言えるものである。副使、村垣淡路守の日記は非常に愉快的記述²¹に満ち溢れており、中には150年前というよりは30年前の旅行記といっても通用するくらいのももある。文久2(1862)年の遣欧使節、竹内下野守一行、文久3(1863)年の遣仏使節、池田筑後守一行、なども用務を兼ねての観光に加えてよいであろう。特に遣欧使節、竹内下野守一行については、オランダで一行のうちの従者が商店を冷やかし、商品を万引きしたり、強奪をしたりしたので、赤松大三郎や沢太郎左衛門ら幕末のオランダ留學生たちが買物に行くと、当初は商店街が実に冷淡な対応であったという。また当該一行がいつも主従揃って歩いた様子を揶揄したツウェー・ヤッパネースなる戯れ歌(Twee Japanees eene bas bas bas , eenen strijkstok daar heen gaan. トゥェ ヤッパネース エネ バス バス バス、エーネ ストリクストック ダール ヘン ハン：二人の日本人が行く。一人はコントラバスを、もう一人はその弓を持ってあちらに行く。)まで作られ、明治34(1901)年に訪蘭した沢の嫡男もこの歌の洗礼を受けたとのことである。外国旅行における「旅の恥は掻き捨て」はすでに幕末から行われていたのである。²²

このように、近代的な海外観光旅行は明治39年、もしくは明治41年に初めて行われたものではなく、すでに幕末から始まっていたと考えるのが妥当ではなかろうか。

3. 海外「観光」旅行の用例の始まり

「観光」の用例として拙稿²³ですでに4度にわたって引用、指摘している

翰林胡蘆集第9卷「興宗明教禪師行狀」の当該部分をもう少し長く引用する。

「今年癸卯、吾國入貢于大明、差前相國子璞禪師爲正使、以希宗爲從僧、希宗曰、某久欲觀光於中華、今也時哉」

訓読：今年、みずのと・う、(1483年)、わが国大明に入貢す。前の相国(足利義政)子璞禪師を正使となし、希宗を以て從僧となしてつかわす。希宗いわく、それがし久しく中華を観光せんことを欲す。今や時なるかな。

やっと年来の希望であった中国を観光することができる、という喜びが読み取れる。これが、まさにわが国の海外観光旅行を指した用例の初めといえるものであろう。希宗友派は文明 15(1483)年～文明 17(1485)年まで入明している。²⁴

4. 江戸期の幕末までの海外渡航と「観光」について

寛永の鎖国を境にして：

(1)寛永の鎖国以前の渡航者：例えば、寛永 9(1632)年の森本右近太夫²⁵のアンコールワット参詣および落書き。祇園精舎とアンコールワットを間違えたとはいえ、これなどは立派な海外観光旅行といえるものである。

(2)寛永の鎖国以降、開国までの渡航者(密航者)：意思とは関わりなく海外に出ることになった漂流者は別にして、寛永の鎖国以降、安政の開国まで日本人は許可なく海外に渡航することはできなかった。許可なく出国した者は密航者というわけである。知られているところでは、安政 5(1858)年の日米修好通商条約締結以前が、

①万治年間(1658～1661)に鳩野宗巴という医師がオランダに密航して医学を学び、帰国後はそれを隠すために長崎でオランダ人医師のもとにいたという話もあるが、確証はない。

②安政 2(1855)年、橋耕斎がロシアに密航。明治 6(1873)年岩倉使節団とともに帰国。

日米修好通商条約の締結後も、ただちに日本人の海外渡航が許可されたわ

けではなかった。したがって、次のような例も密航者となる。

③文久 3(1863)年、志道聞多(井上馨)・山尾庸三・野村弥吉(井上勝)・伊藤俊輔(博文)・遠藤謹助が長州藩からイギリスに密航。²⁶

④元治元(1864)年、新島襄がアメリカに密航。明治 7(1874)年帰国。

⑤慶応元(1865)年、新納久修(刑部)・町田久成(民部)・松木弘安(寺島宗則)・五代才助(友厚)・村橋直衛・畠山良之助(義成)・名越時成(平馬)・鮫島尚信(誠蔵)・田中盛明(蜻洲)・中村博愛(宗見)・森金之丞(有礼)・高見弥一・市来和彦(勘十郎)・吉田巳之次(清成)・東郷愛之進・町田実積(申四郎)・町田清次郎・磯永彦助・堀孝之(壮十郎)がイギリスに密航。²⁷

(3)正式渡航者：正式な渡航ができるようになったのは慶応 2(1866)年 4 月 7 日につきのような觸達が出されてからであった。

『寅四月七日觸達

海外諸國へ向後学科修業又は商業のため相越度志

願之者は願出次第御差許可相成候 モットモカダシ 尤糺之上御免之

印章可相渡候間 其者名前並如何様之手續を以何々

之儀にて何れ之國へ マキ 罷越度旨等委細相認 シカサ 陪臣は其

主人百姓町人は其所之奉行御代官領主地頭より其

筋へ可申立候 モシ 若御免之印章なくして ヒソカ 竊に相越候者

も有之候ハ、嚴重可申付候間心得違無之様主人々

々又は其所之奉行御代官領主地頭より入念可被申

付候

四月

』²⁸

旅券もこの時に誕生した。ただし、上記布告には御免之印章と記されてい

る。その他、印章、旅切手、免状などの呼称もあった。²⁹それを持参して海外に渡航した最初の人物については、手品遣い(隅田川)浪五郎か独楽回しの松井源水かで説が分かれているが、白幡³⁰、宮岡³¹は松井源水、柳下³²、大鹿³³、春田³⁴らは隅田川浪五郎としている。

慶応 2(1866)年 10 月 17 日発行の日本外国事務第壹号として記載されているのは隅田川浪五郎である³⁵。ただ、横浜の大火³⁶などで日本出発が遅れたことから、白幡・宮岡は松井源水を最初の正式渡航者と推定するのである。

(4) 四月七日觸達前後のケーススタディ

次に取り上げるのは、意図的な密航という形態でなく、慶応 2(1866)年の觸達以前に海外に渡航して(もしくは渡航を試みて)いる日本人の事例である。従来の研究もしくは著作ではこれについて全く触れられていないが、制度確立前の渡航のケースとしてぜひ取り上げておく必要があると考える。「佛國商人上海行乳母随従停止一件外三件」³⁷および「在箱館米國岡士ライス歸國小使随従停止一件外七件」³⁸に掲載されているものである。

①「佛國商人上海行乳母随従停止一件」(不許可)

万延元(1860年)8月13日に、横浜在留のフランス商人サルベル*が商用で妻子を連れて上海に赴く際に、母乳が不足しているために雇った乳母(氏名不詳)を同行したいと神奈川奉行に申し出たことに対する評決。僅か4,5ヵ月のことであるので、かわいそうではあるが、邦人の海外渡航を禁じた国法は枉げられないとして不許可。大目付・外国奉行・勘定奉行を経て、最終的には外国奉行評議まで回っている。8月22日の日付が読める。³⁹

②「英公使『アールコック』雇小使香港行免許一件」(許可)

文久元(1861)年2月全権公使アールコックが香港に渡航する際に召使を1名引き連れてたいとし、公使館員のガールも同様の希望がある旨の申し立てに対する老中久世大和守・安藤対馬守の評決。アールコックのみ随従を許

した。2月27日に許可の書面の日付がある。召使の氏名は不詳であるが、幕末期に許可を得て出国したものはこのケースが最初といえることができる。⁴⁰

③「在箱館米國商人『フレツル』⁴¹支那行小使随従一件」(密航扱い)

文久元(1861)年5月米國商人フレツルが召使「幸次郎」を支那に連れて行きたい旨箱館奉行に申し出、不許可と通知されたものの、無断で同行させたケース。7月末に箱館に帰港した後無断出国を糺明するため、出身の茅部村預けとなった。最終書面は11月7日となっている。名前の判明している者としては初めての例である。最終的に赦されたかどうかは明らかでない。

④「在箱館英國商人「ホルトル」⁴²小使海外随従停止一件」(不許可)

元治元(1864)年3月8日に召使(氏名不詳)を上海まで同行したいと箱館奉行に申し出たもの。翌3月9日付で箱館奉行小出美濃守から「不自由で気の毒だが」としつつも不許可の通知があったケース。ところが、これでは終わらず、3月28日および4月1日に運上所役人に対し、ニコライスケに近日私用で行く際に小使を召連れたいと申し出ている。これも不許可。

以上の4ケースでは、英公使のケース②のみが正式に許可されている。次の2ケースは四月七日觸達直前のものである。

⑤「在箱館米國岡士ライス歸國小使随従停止一件」(時間切れで許可)

慶応2(1866)年4月2日に公使ライス⁴³が箱館奉行に申請したケース。「小使勘之助および家族の喜助・久左衛門その外の者共」をサンフランシスコまで召し連れたい、としているが、箱館奉行小出大和守が不許可とした。再度ライスから申し入れ、5月になって法改正があったので、として一転許可になったもの。

⑥「米国商人『ウエンリート』帰國小使随従一件」(何らかのコネで追認)
慶応2(1866)年、横浜在住の米国商人ウエンリート⁴⁴が日本に戻る際に、前(1865)年帰米の際に無許可で小使の喜三郎を同行し、今回連れ戻る、という連絡を受けた神奈川奉行・外国奉行の評議。事情聴取のうえ許されている。悪徳商人が幕府関係者と何らかのパイプがあったために追認されたものと思われる。

一応海外に渡航したこれらの召使は観光旅行をしたといえるだろうか。井上の定義によるならば、彼らも「用務を兼ねての観光」をしたと見なし、80日間世界一周における従者パスパルトゥーと同様に扱ってもさしつかえないと思われる。特にケース③・⑥の、帰国後の役人による取調べの資料が明らかになれば、海外における行動が判明すると思われるが、現在のところ推測の域を出ない。

5. 幕末・明治期における海外渡航と「観光」:

(1)幕末における渡航事由

当初の布達では「学科修業又は商業之ため」となっていたが、同年5月13日締結の改税約定第10条により、船員や外国人に雇われた者も渡航が可能になった。⁴⁵旅券の第一号が手品使い隅田川浪五郎であることはここにその根拠がある。ただし、その初期における旅券は単なる自国民の証明に過ぎないもので、渡航事由がこれだけに限定されていたわけではない。したがって、彼らが「観光」をしなかったという証明にはならない。慶応4年における長崎円山町遊女羽山の上海渡航は、英国商人ドーウンが連れて行くことを申請したものであるが、円山町で雇われている者を雇いなおすことはありえないのでこれも観光旅行に行った者と考えてもさしつかえないであろう。⁴⁶

(2)明治期における渡航事由

明治期における旅券の発行に際しての「渡航の事由」は明治元年から明治42

年まで次のように 8 種類に分けられている。⁴⁷

- ①公用
- ②留学
- ③商用
- ④漁業(明治 25 年より「農事・漁業」に変更、明治 36 年「農業漁業」に変更)
- ⑤職工
- ⑥傭奴婢(明治 18 年ハワイ官約移民開始年から「傭」に変更、明治 25 年から「出稼、傭」に、明治 29 年「出稼」に変更)
- ⑦遊歴
- ⑧其他諸用(明治元年～14 年までは要用：重大な用事)

*(明治 43 年からは①公用、②修学、③商用、④漁業、⑤雑、⑥移民となっている。)

この 8 種類中、単なる語義からは最も「観光」に近いと思われるものが⑦の「遊歴」(諸国をへめぐること、たびあるき：昭和 3 年版「言泉」による)である。諸橋は「我が國に於てはあそびの意を表はす文字として遊字を用ひ遊字を用ひぬのが通例」⁴⁸とは言うが、遊歴は「遊」の項に収録しておらず、「遊」の項で「遊歴」：「旅してまはる。あちこちと経めぐる。」⁴⁹としている。明治期の官吏が特に遊びの意味を込めて「遊歴」を「遊歴」にしているとは思われないが、数値的にどれほどの割合を占めるかといえ、明治元～42 年までで旅券総発行数 579,582 のうち、僅かに 1,709 で、0.29%にすぎない。この点から見て、遊歴を観光もしくはそれに近いものと考えることがおかしいと考えなくてはならない。有山も明治 35 年の資料をもとに「遊歴」を海外観光旅行者に見立てている⁵⁰が、なぜ、明治 39 年に実施した満韓巡遊船の資料に明治 35 年のものを使う必要があるのか。遊歴のパーセンテージが明治 35 年は 0.4%(実際は 0.36%)だが、明治 38 年は 0.06%、明治 39 年は 0.04%と極端に低いために意識的に回避したのであろうか。小林も遊歴を観光旅行ときめつけ、これまた世界一周実施の明治 41 年から年次が離れた大正 3 年の

帝国統計年鑑を用いて「世界一周会の総勢五六人分がこの年の観光を目的とした旅券下付数の三分の一を占める計算になる。」としているが⁵¹、世界一周会員全員の渡航事由を調査したことが読み取れないので、全面的に信用することは出来ない。

(3) 無意味な渡航事由からの分析

厳密に言えば、「遊歴」は諸国を歴訪するわけであるから、観光の目的地が一国のみである者はこれに含まれないことになり、「遊歴」が「観光」でないことになってしまう。しかしながら、渡航事由のみで渡航先もしくは途中の行動は限定されるべきものではない。井上の定義「三、気ばらしを楽しむ」可能性のあるものは「遊歴」事由の者に限られるわけではない。しかも、ツアーリストの要件である収入を得ないという点に鑑みて、渡航先で収入を得るか、もしくは訪問地における居住者に雇用され、収入を得る可能性のある者を除外するとすれば対象となるのは上記(2)の職工だけで、(2)の農事・漁業は例えば漁業だけとすれば海上での操業を終えれば帰国するので、観光の暇がないことになり、除外の対象となりうる。(2)の傭奴婢にしても、外国で雇用される者もいれば、日本で雇われた主人に同行する者もいたはずである。

また、例えば「視察」という名目で旅券を申請する場合、「公用」なのか「商用」なのか、あるいは「遊歴」であるのを「視察」といつているのか区別ができるだろうか。後述の「浦潮遊航船」の場合も判明しているほとんどのメンバーは「渡航主意」欄には「商業視察」と書かれている。世界一周会の会員も、全員が「遊歴」で旅券を申請したとは考えられない。したがって、渡航事由から観光旅行であるかないかを分析することは意味がないものといわなければならない。もし、遊歴だけが観光旅行だとするならば、後述のように明治43年以降は遊歴の項目がないので、観光旅行者はいないことになりはしないか。

(4)海外渡航者数の把握について

幕末の旅券発行は慶応 2(1866)年には外国奉行と神奈川奉行が、慶応 3(1867)年には外国奉行、神奈川奉行、箱館奉行、長崎奉行が行った。慶応 2(1866)年の発行数は 70 枚、慶応 3(1867)年は 178 枚となっている。⁵²原資料を保有する外務省による整理が待たれるところである。

明治期は一応把握することができるが、それとても明治元年から 13 年までをひとまとめにするなど、統計資料としての体をなしていない。また、明治 43(1910)年度から分類が変更され、「遊歴」の項目がなくなっているため、「遊歴」を論ずる際の統計資料としては明治 42 年までのものを使わざるをえない。参考までに明治年間の旅券発行総数は、652,242(男 553,378 女 98,864)となる。⁵³先駆的な作業の集積という「幕末・明治海外渡航者総覧」⁵⁴では文久元(1861)年から明治 45(1912)年までの海外留学・視察者を対象として作成した「海外渡航者データベース」に登録されている数を約 4,200 名としているが、明治期の留学だけでも 24,710 名おり、乖離がありすぎて参考資料としては使えない。

6. 明治期の「海外団体観光旅行」の始まりについて

(1)日本初は「満韓巡遊船」か「世界一周会」か

小林は朝日新聞の世界一周会(明治 41 年 3 月 18 日～6 月 21 日：上田注)を「現在の〈欧米〉パックスツアーの嚆矢であるにとどまらず、〈海外〉パックスツアーそのものの嚆矢と考えることができる。」⁵⁵としており、有山が述べる「満韓巡遊船(明治 39 年 7 月 25 日～8 月 25 日：上田 注)は日本最初の海外パックス旅行ともいえる。」⁵⁶を次のように否定している。

「朝日新聞は前々年(明治 39 年)にロセッタ丸 をチャーターして満韓巡遊の旅を企画し、紙上で発売して成功を収めたが、『満韓』はいわば『外地』であり、純粋な意味での外国とはいいがたい。したがって、旅券も不要であった。これを海外旅行とは呼びがたい。 旅行内容も軍部の後ろ盾を全面的に得た日清、日露の戦跡めぐりであり、軍国主義のお先棒担ぎ的な感

じがして、観光の持つ明るく平和的なイメージからほど遠い。」⁵⁷、
(下線は上田加筆)下線部についてつぎのように指摘しておきたい。

「ろせった丸」である。朝日新聞は船名表記については極めてルーズで、勝手に「ろせった丸」、「ロセッタ丸」としているだけである。(CiNii 収録の「ろせった丸」に関する先行研究は僅かに拙稿「Rosetta から『ろせった丸』、『ろせったホテル』へ」⁵⁸があるのみである。)

満韓がいわば「外地」で純粋な意味での外国とはいいがたい、とはどういう意味であろうか。年代を誤解しているのではないか。日韓併合は明治43(1910)年8月であり、明治39年当時に大韓帝国は存在する。外国である事実は、明治39年度における韓国への渡航者に対する旅券下附数が統計上に存在することからも明白である。満洲国建国は昭和7(1932)年であり、それまでは中華民国の領土である。日本軍の管理下あるいは影響下にある地域であり、団体旅行であるために旅券は不要とされたと見るのが妥当であろう。もし、外国旅行でないとするならば、次の記述をどう説明するのか。

●満韓巡航船 ▲歸り船 木崎尚好 船籍變更「長崎に歸りて、外國航路を内國に変更し」⁵⁹これは、現在の航空機でも行われている国際線に使用した機材を国内線に使用する場合のいわゆる「内変」にあたる。

旅行の内容も検証せずに「軍国主義のお先棒担ぎ」と断定するのはいかなものか。●満韓巡航船 ▲京城見物 木崎尚好⁶⁰、あるいは●満韓巡航船 ▲夜の大連 木崎尚好⁶¹、さらには●満韓巡航船 ▲大連にて給養 木崎尚好⁶²および▲黄海横断記 楚人冠⁶³を見れば、どんな旅行をしているか自ずから明らかである。まさか、輪投、デッキビリヤードを楽しみ、寄贈品の福引を2回も行い、満洲みやげの蠟のアルコール漬を買うのが軍国主義のお先棒担ぎ的で、明るく平和的なイメージからほど遠い、とはいえ

ないであろう。

それでは、有山の述べる、「海外旅行となると、これはまったく別であった。(中略)こうした状況で、汽船を一隻借りあげて団体観光客を海外に巡遊させるのは前代未聞の大事業であり『空前の壮挙』というもあながち誇大宣伝とはいえない。満韓巡遊船(明治39年7月25日～8月25日：上田 注)は日本最初の海外パック旅行ともいえる。」⁶⁴の方が正しく、「満韓巡遊船」が日本最初の「海外団体観光旅行」なのであろうか。

ところがその当時でもこれが日本最初ではない、とする意見が出されていたのである。満韓巡航船ろせつ丸出航前の東京朝日新聞には「満韓巡航彙報」という欄があり、申込者数や寄贈の内容などが日々掲載されているが、同年7月13日の同欄には、「▲内田管船局長」として管船局長 内田嘉吉の談話が掲載されている。その中で、

『尤も^{もつと}餘程^{よほどある}舊い話だが曾て新潟から浦潮へ見物船を出した者があった然し之は営利事業としてやったので成績が面白くない爲一二回で止めて了った様に覚えて居ます其後にも實業家仲間の計畫で上海方面へ巡航船を出したことがあったが之も矢張失敗に了ったので、私は^{すくな}尠からず遺憾に思つて居ました』という部分があり、朝日新聞の満韓巡航船⁶⁵以前に海外旅行を実施した者がいたことを示唆している。したがって、それが判明すれば日本初の海外団体観光旅行ということになる。しかし、年次も実施者の氏名も明らかにされていないため、従来は調査の対象となりえなかった。

(2)日本初の「海外団体観光旅行」、「浦潮遊航船」

ところが、筆者が2007年に岡山県立図書館にて調査中⁶⁶に、明治24(1891)

年7月24日の「山陽新報」に「●^{ウラジホストック}浦鹽斯德^{ゆうこうせん}への遊行船」と題する記事があるのを発見した。

「日露貿易に熱心なる新潟の伏見半七氏は同港より一の遊行船を露領浦鹽斯德に發せんと計畫にて同感者を募りたる處同地方には随分賛成の申込多く豫期の如く來る八月一日出帆する由此度の航行は頗る面白き團體より成立ち乗客中には商人にして販路を開かんとする者最も多けれども其外實業家、縣會議員、新聞記者、陸軍士官、技術家、學生等もあり、同氏は尚ほ成る可く種々なる専門の人を網羅せんことを希望し居れり申込所は新潟縣大川前通九番町湊元回漕店にして賃銀は上等金三十五圓、下等金二十五圓を拂へば往復船賃及碇泊中の賄をも爲すべし渡航者の携帯する商品見本の荷物は無賃にて引受け賣買の手續き、遊行者の案内等は出來得る丈周旋盡力の勞を取るべし云々暑氣休業を幸ひに快遊を試むるも又一興なるべしと云ふ」(原文のまま)⁶⁷

なぜ、岡山の山陽新報にこの記事が掲載されたかは不明であるが、これに基づき、新潟県立図書館で「新潟新聞」⁶⁸の関係記事を調査したところ、明治24(1891)年8月11日～8月25日に「浦潮遊航船」と称する新潟発ウラジホストック行の海外旅行が実施されたことが判明した。

その概要は7月8日の「新潟新聞」記事および7月25日掲載の『浦潮遊航船廣告』によれば次の通りである。

使用船舶：保険付汽船 加能丸(総噸数^{トン}324噸 登簿噸数201噸)

解纜日：8月7日⁶⁹

遊行日数：二週間

賃金：上等 35円 並等 25円 但往復滞在食料共

申込締切：7月31日

浦港遊行發起人：伏見半七

申込場所：湊元忠吉方

遊行事務所：鍋谷貞造方

目的：新聞記事によれば「其目的は同地を一覧せんとする人々及び冒険起業の志士を載せ行くに在り」⁷⁰

その他：新聞記事によれば「昨今は一年航海の好時節にて風波も穏かなる折柄なれば暑気を北方に避くるも亦た一興なるべし」⁷¹

以上を勘案すれば、これこそまさに日本初の「海外団体観光旅行」といえるものである。しかも19世紀に実施されたという事実は重要である。

発起人伏見半七は新潟・ウラジオストクの対岸貿易、もしくは北洋漁業の先駆者とされ⁷²、先行研究においても貿易との係わり合いが中心となっている⁷³。したがって、この「浦潮遊航船」の参加者の記念撮影も、キャプションは「明治24年対岸貿易より帰港した新潟関係者の記念撮影」とされ⁷⁴、伏見の海外団体観光旅行についての業績は埋没したままになっていた。(写真)

「新潟新聞」では、7月8日の同旅行案内の記事に始まり、15日には「●浦潮斯徳の近況」および寄稿「●浦潮斯徳と新潟」16日に寄稿「●浦潮斯徳と新潟」(接前)を掲載、17日には論説で「冒険的遠征を試みよ」と題して『(前略)徳川三百年間の抑圧政略は自然の運命を防遏して井底的島人魂性を形造るに至らしめたり(中略)予輩は寧ろ我賤業婦女子が雑作もなく海外に遠航するの勇氣あるを称せんとするなり(中略)一月にても半月にても機あらば何処ともなく遠航を試み之に依て冒険遠征の習慣を養ひ而して一攫萬金の基礎を造るべし殊に差当り魯領西比利亜の如きは邦人の一遊を為すべき所にして只に商業上のみならず政治上世態上の關係に於て大に得る所あるべし予輩切に之を望む』と怪気炎で遊行船を盛りたてている。

しかしながら、15年後に実施された満韓巡航船に比べてかなり割高な料金設定となっており⁷⁵、第一回目の旅行は「汽船加能丸を八百円にて一航海だけ買切りたるものにて過日来広告にも見えし如く愈よ明七日は当港解纜の期日なるも何分見込通りの乗客なく且つ積荷の都合もあるよしにて」⁷⁶とあるように、出発は8月11日になり⁷⁷、乗客は二十余名(実際は二十四名、うち石川県人十余名という)であったという。帰着は8月25日。二名(石川県人

一名、新潟県人一名)はウラジオストクに留まった。

「新潟新聞」は帰着後の8月26日に●加能丸の帰航と題して、「今本社は右游航者の直話及び在浦港人の書状に依り同港地方に關する重要な報道を得たれば本日より引續き本紙上に掲載して世人の参考に供すべし」⁷⁸として以後連日ウラジオストクに関する記事、「●浦港に関する報道」⁷⁹、「●浦港の需用品」⁸⁰、「浦港の現状」⁸¹、「●浦港の現状(承前)」⁸²、「●浦港の現状(補遺)」⁸³を掲載した。特に9月2日の「●浦港の現状(承前)」では事務官の饗應と題してウラジオストクにおける歓迎会の模様を記している。「同港にある日本貿易事務官二橋謙氏、加能丸の來航を聞き渡航者一同の爲め八月十九日夜其邸に立食の饗宴を開かれたり招きに依り參會せしは渡航者一同及び同地にある日本商店中の重もなる者にして總て五十名内外あり席定まりて事務官は短簡に慰勞の意味を有する挨拶を爲し次に渡航者總代として關矢氏渡航の目的を述べたる答辭ありて同氏の發言に依り陛下萬歳並びに渡航者及び在留日本人の萬歳を唱へ尚ほ書記川上氏の發言にて我邦の萬歳に相當する同地の語ウラウラを連呼し夫れより快談に時を移し身の異郷にあるを忘れ歡を尽くして散せりと云ふが右の饗應品は日本料理多く酒も日本酒なりしよし」

新潟新聞ではこのように多くの記事は書かれているが、記者の特派をすることはなかった。紙上であれほど盛りたてながら、タイアップという考えもなく、あたら伏見の偉業を埋もれさせる結果となったのは実に残念である。

(3)「浦潮遊航船」のその後

上記6.(1)で内田管船局長が述べたように「一二回で止めて了った」のであろうか。翌明治25(1892)年には2種類のウラジオストク行の広告が出されている。一つは「第二回浦潮斯德航行廣告」で

使用船舶：五月丸(噸数不明)

日数：7月20日より(「碇泊日数1週間」とある)

賃金：片道10円 往復20円

その他：乗客手荷物以外の貨物は満船につきお断り。
申込先：早川回漕店
という内容の広告がのべ8回にわたって掲載されている。
もう一つは「浦潮斯徳遊行船出帆廣告」で
使用船舶：先般渡航せし五月丸
出帆：8月23日
浦港滞在：一週間(但往復日数を通算して凡二週間)
料金(乗敷)：往復20円、片道10円、(新聞記者、学校教員、医師は半額となっている)
発起人：早川正利・伏見半七
取扱店：早川回漕店・伏見回漕店
という内容で4回掲載されている。これが伏見の第二回目だと思われる。

84

明治26(1893)年には第三回が実施された。「西伯利亞探險汽船第三回遊航船發船廣告」で

使用船舶：保険附汽船 幸盛丸
解纜：8月31日
料金：上等往復35円、並等往復20円、貨物1噸4円
取扱：第三回遊航船事務所

となっている。⁸⁵このように計3回でそれ以上実施されていないのは、不採算もさることながら、当初の企画立案者、伏見半七の死⁸⁶によるところが大きであろうと思われる。

(4)内田の述べたもう一つのケース：

明治35年2月25日の読売新聞5面に、○夏期海外旅行の発起 とあるのがそれと推定される。関西財界が主となり、横浜・東京の財界人も発起人に加わっている。

「我國が四面海を以て圍繞するにも拘らず海事的思想欠乏し甚だしき其海

外貿易に従事する人々に在てすら船舶の状況を詳にする者甚だ寡なりしが今般神戸の廣瀬満正、山本亀太郎、大坂の土居通夫、磯野小右衛門、京都の西村甚兵衛、内貴甚三郎、横浜の大谷嘉兵衛、原善三郎、東京の大倉喜八郎等諸氏發起人となり本年盛夏の候に於て納涼をかね数百名の会員を募集し先づ浦港に向かつて船を共にし夫れより鉄道便に依り内地に入り一は彼地の状況を視察し一は海事的思想を養成せん目的にて種々準備中の由なるが尚明年の夏季に至れば更らに満州方面に向かつて同一の旅行を為すべしとのことにて京阪神の各紳商殊の外熱心なりと」

但し、行き先は上海方面でなく、ウラジオストクとなっている。また、実施されたかどうかも現在のところ判明していない。

これは、読売新聞(ヨミダス歴史館)の明治版で「海外旅行」により検索した結果判明したものである。

その際、海外修学旅行があることが判明したので、それを「修学旅行のすべて」⁸⁷で検索すると、他にも実施されていることが判明した。

(5)海外修学旅行：

明治 29(1896)年 兵庫県立豊岡中学校、満鮮旅行を実施。⁸⁸

明治 29(1896)年 長崎商業、8泊9日の上海方面旅行。⁸⁹

明治 35(1902)年 岡山県私立関西中学校は成績優秀者8名を選び米国修学旅行を実施。7月1日出発8月28日帰国。⁹⁰

明治 35(1902)年 三重四日市商業学校の釜山「修学行商」。⁹¹

以上をまとめると、満韓巡航船以前に少なくとも7回程度の「海外観光旅行」が実施されていたことになる。朝日新聞の「空前の壮挙」だけに惑わされず、注意深く調査研究を行う必要があると思われる。

7. 明治期における海外旅行の料金についての考察：

世界一周会の旅行費用が現在の費用に換算するといくらになるかについては、

小林は「明治三八年に書かれた夏目漱石の『坊ちゃん』で、主人公が物理学校を出て新米教師として松山中学に赴任した際の月給が四〇円であったことは良く知られた話である。今の初任給は二〇万円くらいであるとする、ざっと**五〇〇〇倍**という計算になる。すると二三四〇円は現在の貨幣価値で**一一七〇万円**に相当する。」⁹²とし、

白幡は白米と鉄道運賃の比較から、「**三〇〇〇倍の七〇〇万円**」⁹³とし、有山は総額は算定していないものの、「一九〇六年の警察官初任給が一二円で、**一七五倍**になることになる。」⁹⁴としている。

有山の説は算定根拠に問題がある。明治期の警察官(巡査)は薄給で有名であったからで、現在の警視庁警察官の初任給が約 22 万円であるから、これにより世界一周会の費用を算定すれば、約 4,290 万円となってしまう。

小林の説は算定根拠以前の問題がある。昭和 4 年の欧米旅行の費用については当時の大卒初任給を引用して比較しているのに、良く知られていようがいまいが、小説の主人公の初任給を算定根拠とするのは、間に合わせにしてもひどすぎる。明治 40 年の大卒初任給は 30 円程度なので⁹⁵、これで計算すると **6,666 倍の 1,560 万円**となり、あまりに高すぎると考えて作為的に 40 円を算定根拠としたのであろうか。

白幡の説は他の二者に比べれば説得力はあるが、白米の価格は公定価格であり、作為的に抑えられることがあるので通常は用いない。また、単純に新橋・大阪間の普通旅客運賃 3 円 97 銭を東京・新大阪間の新幹線普通自由席料金 1 万 3,000 円と比較しているが、これも問題がある。当時は三等が 3 円 97 銭、二等が二倍の 7 円 94 銭、一等は三倍の 11 円 91 銭であったという事実を考慮に入れる必要がある。現在、普通運賃は 8,510 円、新幹線指定席のグリーン料金込みでは 18,900 円となり、2.2 倍であるから、比較するなら三

等運賃と現在の普通運賃が妥当なところであろう。すると、2,143 倍で金額は 500 万円程度ということになる。

ここで、より正確な数値を算出するために、「戦前基準総合卸売物価指数—総平均(明治 33 年～昭和 60 年)」⁹⁶を用いることにしたい。すると、昭和 60 年は明治 41 年の約 1,350 倍になっており、これ以降の物価上昇を考慮に入れたとしても精々 1,500 倍が限度であろう。すると、明治 41 年当時の 2,340 円は現在の 350 万円程度ということになる。

三者の説はすべて著作であって研究論文ではないので、厳密に算定しなかったことは考えられるが、それにしても差がありすぎはしないだろうか。

8. まとめと今後の課題

本研究は以上のように従来の知見に新たな資料を加えることにより、幕末から明治にかけての「海外観光旅行」を概括したものであるが、まだまだ網羅したとはいえ、さらに調査研究を進めていかねばならないものとする。また、今後は福沢諭吉の「西洋旅案内」、吉田賢輔の「西洋旅案内 外編」など、明治期の海外旅行者に何らかの形で影響を与えたと思われる初期の海外旅行案内(いわゆるガイドブック)についても研究を進めていきたい。

¹参考文献 1)

²参考文献 2)

³参考文献 1)の筆者は近代日本メディア史専門

⁴参考文献 3)

⁵参考文献 4)

⁶参考文献 5)

⁷参考文献 6)18 頁

⁸参考文献 6)18 頁

-
- ⁹参考文献 7)1～2 頁
- ¹⁰参考文献 8)30 頁
- ¹¹参考文献 9)26 頁、同一人の定義を 2 種類掲載するのは、参考文献 8)が高校生レベル向けの「軽い読み物」であることから、レベルの高い対象者向けのものも併せて掲載する必要があると考えられるからである。
- ¹²参考文献 3)・4)
- ¹³参考文献 8)27・28 頁
- ¹⁴参考文献 9)28 頁
- ¹⁵参考文献 10)185 頁
- ¹⁶参考文献 8)30・31 頁
- ¹⁷参考文献 9)25 頁
- ¹⁸参考文献 11)195・196 頁、(「赤松大三郎留学日記」・「舊幕府」の沢の口述)
- ¹⁹参考文献 12)196 頁
- ²⁰参考文献 13)
- ²¹参考文献 13)83 頁「ご亭主はたすき掛なり、おくさんは大はだぬぎで珍客に逢ふ」(2 月 18 日)、179 頁「女は御國と米利堅とはいづれが勝れるやと言。さすが女のとひぶりと、いとおかし。米利堅の方色白くしてよし、と答ければ、よろこびあへり、愚直の性質なるべし。」(4 月 6 日)、237 頁「人々考へてパンの元なる麦粉を乞て石となし、墨もてぬりければ基石に成り」(6 月 7 日)、233 頁「されば打寄ては食物の噺に成り、古郷に帰りての楽しみは、味噌汁と香物にて心地能食せんことをといへり。」(6 月 13 日)
- ²²参考文献 11)190～193 頁
- ²³参考文献 14)～17)
- ²⁴参考文献 17)96 頁
- ²⁵加藤清正の家臣、儀太夫の子。
- ²⁶一般的には、留学生として扱われている。
- ²⁷これも一般的には留学生として扱われている。
- ²⁸参考文献 18)775 頁。読み下し文は参考文献 19)65 頁、20)143 頁、21)44 頁に掲げてあるが、19)は一部分のみ掲載、20)、21)どちらも僅かずつ誤読・

書き落としがあるが、より精度の高い21)を参考にしつつ原文にルビを加え、字間を空けた。21)には文末に「右趣可被相触候」が加えられており、18)にはこの文章が記載されていないが、末尾に「横浜表ニ於テ富田達三吉田保之助ヨリ仏國書記官カシオンへ渡セシモノナリ」と編集者の注が書かれてあるので、写を収録したものと思われ、21)の参照したものが布告の体裁を正確に表したものだといえよう。

²⁹ これについては参考文献21)に詳述されている

³⁰参考文献22)217頁

³¹参考文献23)150頁

³²参考文献21)33頁

³³参考文献20)166頁

³⁴参考文献19)66頁

³⁵参考文献18)745頁

³⁶豚屋火事：同年11月26日

³⁷参考文献18)674頁～702頁

³⁸参考文献18)705頁～719頁

³⁹ 澤護「横浜居留地のフランス社会」(1)・(2)・(3)敬愛大学研究論集 44・45・48 によれば、X. Salabelle のことのようにである。『1863 9月に上海から来浜し、横浜で酒類販売、家屋の斡旋、下宿、語学教師、土地・家屋契約書や各種証書類の代書業などを営んだ』とあるが、来日年に疑問が残る。なお、1866年11月26日のいわゆる豚屋火事で焼け出されたとあるが、居留地23番に家屋を有していたようである。夫妻には2人の息子と2人の娘がおり、長男Stephaneは1880～1885までレコー・デュ・ジャポンという新聞を発行していたという。1881年、古市公威らによって設立されたLa societe langue francaise フランス語学会の機関誌とされた。

⁴⁰ R. Alcock オールコック、1859～1865在任

東京大学史料編纂所報第40号(2005)の大日本古文書 幕末外國関係文書 卷之五十 によれば、英国商人モスによる損害賠償請求裁判のため、という。

老中もその辺を勘案して許可したものと思われる。

⁴¹ C. A. Fletcher か。

⁴² Porter か。『函館百珍と函館史実』函館百珍第 81 話

⁴³ Elisha E. Rice 安政 4(1857)年米国貿易事務官として捕鯨船に同乗して来日、1865 年、初代領事となる。(函館市、旧アメリカ領事館跡説明文による)

⁴⁴ Eugene M. Van Reed 安政 6(1859)年米国領事館の事務官として来日、1865 年、ハワイ王国外相ワイリー(R. C. Wylie)によりハワイ王国総領事に任命。1871 年日本政府の要求で解任、日布条約締結後再任、1873 年死去までその地位にあった。(西野照太郎「ヴァン・リードとハワイの関係」太平洋学会誌 1984 年 10 月)

従来、ヴァン・リードの評判は非常に悪く、「横濱新報もしほ草(復刻版)」の解説文中『ヴェンリードの傳』において小野秀雄が記すように『出稼人の周旋のみならず、当時の外國商人の何人もがやったような、武器の売買もやり、外国米の輸入もやって、金儲けをした外人の一人であらうと思はれる、出稼人の周旋も奴隷売買であって、外人間に指弾されたやうである。』というのが一般的であった。近年、島岡宏のように、「当代随一の文化人の一人であったといっても過言ではない。決して不良外人呼ばわりされるような見識の劣る人物ではなく、『移民の生みの親』の名に恥じない人物であった。」とする評価もあるが、過大評価に過ぎると思われる。新聞の発行、会話書の出版をもって文化人とし、あたかも高潔の士であるかのように祭り上げるのはいささか軽率に過ぎよう。やはり主催する萬國新聞紙の 3 集(慶応 3 年 3 月)から 17 集(明治 2 年 4 月)までに「亜米利加^ハ学問交易見物遊歴被成度御方^ハ随分御世話可仕候」とおためごかしの広告を出し、仙台藩から留学費用を巻き上げ、高橋是清・鈴木六之助を奴隷にしたのはヴァン・リード自身である。ハワイ元年者の生みの親と持ち上げるのもよいが、「もしほ草」第二十編(慶応 4 年 8 月 27 日付)でハワイ出稼人

取締役、牧野富三郎なる者の書簡が掲載されているが、書かれているのがい
いことづくめで、却って怪しく思われる。逆に、こうした人物であったか
らこそ、勝手に使用人を国外に同行するというようなこともしたのだ、と
いうことになるのである。不良外人の評は甚だ妥当であると思われる。

⁴⁵参考文献 21)32 頁

⁴⁶参考文献 20)173 頁

⁴⁷参考文献 24)

⁴⁸参考文献 25) 卷 11 108 頁

⁴⁹参考文献 25) 卷 7 116 頁 出典および用例を示しているの、日本語を
掲載したものではない。高島俊男によれば、大漢和で用例のないものは漢語
ではなく、日本語だという。

⁵⁰参考文献 1) 21～22 頁。

⁵¹参考文献 2)104 頁 「海外旅行券(パスポート)の下付人員数」と書かれてい
るが、日本帝国統計年鑑にはこのような呼称は存在しない。勝手な思い込み
か写し間違いであろう。同年鑑では明治 38 年まで「海外旅券」、明治 39 年
以降は「外国旅券」と呼称している。また、小林は 34 頁では「『下付』だか
ら申請者よりも役所のほうが上位にあることを前提としている。」と記述して
いるが、蛇足である。同年鑑によれば、明治元年～23 年までが「附與」、24
年～32 年は「受取」、32 年以降が「下附」である。明治 24 年から 32 年まで
は申請者と役所は対等であったと言えるのか。

⁵²参考文献 20)175～184 頁、数字については慶応 4 年が含まれず、完璧なも
のではないが、目安としてあげておく。

⁵³参考文献 24) 卷 2～32 により上田が合算したもの。

⁵⁴手塚晃 編 (1992) 柏書房

⁵⁵参考文献 2)9 頁

⁵⁶参考文献 1)21～22 頁

⁵⁷参考文献 2)9 頁

⁵⁸名古屋外国語大学現代国際学部紀要第 3 号 103 頁～125 頁

-
- 59参考文献 26) 明治 39 年 9 月 3 日 8 面
60参考文献 26) 明治 39 年 8 月 11 日 4 面
61参考文献 26) 明治 39 年 8 月 16 日 4 面
62参考文献 26) 明治 39 年 8 月 17 日 4 面
63参考文献 26) 明治 39 年 8 月 17 日 4 面
64参考文献 1)21～22 頁
65有山は巡遊船とする。
66成果は拙稿「日本の『海水浴の大衆化』について」(2007) 第 22 回日本観光研究学会 全国大会学術論文集 101 頁～104 頁参照。
67参考文献 27)
68参考文献 28) 新潟県立図書館所蔵版による。国会図書館所蔵版は欠号が多く、本件に該当する年次部分は全く閲覧不能である。
69参考文献 28) 明治 24 年 7 月 25 日の広告。7 月 8 日の記事には 8 月 1 日となっている。実際の出発は 8 月 11 日となった。
70参考文献 28) 7 月 8 日の記事
71参考文献 28) 7 月 8 日の記事
72参考文献 29)、30)
73参考文献 31)
74参考文献 29) 196 頁、実際には石川県の関係者も含まれている。
75 2 週間と 1 ヶ月の差から単純に 2 倍にしても上等で 70 円、並等で 50 円となり、満韓巡航船の甲 60 円、乙 45 円より高くなる。
76参考文献 28) 8 月 6 日の記事
77旅券の発行手続きが遅れた可能性もあると思われる。24 名中 8 月 7 日以降に付与された者は判明している 20 名中(伏見は見当たらず)18 名にものぼる。
78参考文献 28) 8 月 26 日 2 面
79参考文献 28) 8 月 26 日 2 面
80参考文献 28) 8 月 27 日 2 面
81参考文献 28) 8 月 27 日 2 面
82参考文献 28) 8 月 28 日～9 月 2 日(8 月 31 日を除く) 2 面

⁸³参考文献 28) 9月4日～5日 2面

⁸⁴参考文献 31) 43～45頁 早川回漕店の早川正利は同年5月9日～26日まで五月丸で貿易をおこなっており、7月20日出航の第二回は貿易の第二回と考えられる。伏見は当初5月に第二回を計画したが、予定船の遭難等で8月に延期したものであるという。

⁸⁵参考文献 31) 47頁 「伏見の探検計画に応募者が少なく、幸盛丸の予定を清水芳蔵の所有船海静丸(登簿トン数一五〇トン)に変更して、9月9日に新潟を出港、二十五日に帰港した。」という。

⁸⁶参考文献 30) 1693頁 1893年(明治26)没、41歳。とあるが、参考文献 31) 51頁では、「新聞によると明治二十七年一月三日に死亡している。」となっている。

⁸⁷参考文献 33)

⁸⁸参考文献 33) 122頁 原資料は「豊岡高校60年史」というが、豊岡中学校設立が明治29年との資料もあり、修学旅行の可能性は少ないと思われる。

⁸⁹参考文献 33) 122頁 他に

<http://gd.shwalker.com/shanghai/contents/serialize/200407/index.html> が詳しい

⁹⁰参考文献 32)および参考文献 33) 123頁 明治35年の項目がないが、誤植の可能性あり。原資料「関西学園百年史」によれば、明治35年5月4日～15日で韓国修学旅行、同年6月26日～8月26日で米国修学旅行を実施している。8月28日帰国とあるのは誤り。岡山県のコレラ禍で帰国後帰校を延期している。

⁹¹参考文献 26) 明治35年8月7日 2面

⁹²参考文献 2) 「松山中学」は誤り。「坊ちゃん」には『四国辺のある中学校』書かれているだけである。小林はこうした誤記が極めて多い。

⁹³参考文献 22) 219頁

⁹⁴参考文献 1) 97頁

⁹⁵参考文献 34) 289頁

⁹⁶参考文献 35) 330頁～333頁

(参考文献)

- 1) 有山輝雄「海外観光旅行の誕生」(2002) 吉川弘文館
- 2) 小林健「日本初の海外観光旅行 九六日間世界一周」(2009) 春風社
- 3) <http://www.unwto.org/statistics>
- 4) Tourism Satellite Account: Recommended Methodological Framework 2000, UNWTO, 2001
- 5) 佐竹眞一「ツーリズムと観光の定義」(2010) 大阪観光大学紀要第10号(掲載予定稿)
- 6) 香川眞 編 日本国際観光学会 監修「観光学大事典」(2007) 木楽舎
- 7) 長谷政弘 編著「観光学辞典」(2002) 同文館
- 8) 井上萬壽蔵「観光教室」(1957) 朝日新聞社
- 9) 井上萬壽蔵「観光と観光事業」(1967) 国際観光年記念行事協力会
- 10) 畑野・倉島・田中・重見・石崎「外国人の法的地位」(2000) 信山社
- 11) 宮永孝「幕末オランダ留学生の研究」(1990) 日本経済評論社
- 12) 夏目漱石「永日小品」漱石全集(1993) 岩波書店
- 13) 村垣淡路守範正 著 吉田常吉 編「航海日記」(1959) 時事通信社
- 14) 上田卓爾「観光の語源と用例について」(2004) 日本観光学会誌第 44 号
- 15) 上田卓爾「中国における『観光』の用例と日本への伝播」(2004) 日本観光学会誌第 45 号
- 16) 上田卓爾「観光学における『観光』の歴史的用例について」(2005) 第 11 回 観光に関する学術研究論文 入選論文集 および www.aptec.or.jp/image/activities3/34-1.pdf
- 17) 上田卓爾「日本における『観光』の用例について」(2008) 名古屋外国語大学現代国際学部紀要第 4 号
- 18) 通信全覧編集委員会 編「続通信全覧」46 類輯之部 三〇(1987) 雄

松堂出版

- 19) 春田哲吉「パスポートとビザの知識」(新版)(1994) 有斐閣選書
- 20) 大鹿武「幕末・明治のホテルと旅券」(1987) 築地書館
- 21) 柳下宙子「戦前期の旅券の変遷」(1998) 外交史料館報第12号
- 22) 白幡洋三郎「旅行ノススメ」(1996) 中公新書
- 23) 宮岡謙二「異国遍路 死面列伝、旅芸人始末書」(1954) 私家版(死面列伝を削除したものが「異国遍路・旅芸人始末書」(1978)中公文庫である)
- 24) 内閣統計局編纂「日本帝国統計年鑑」1～32(2000復刻) 東洋書林
- 25) 諸橋轍次 大漢和辞典 縮写版 (1968) 大修館書店
- 26) 縮刷版 「東京朝日新聞」 朝日新聞社
- 27) マイクロ版「山陽新報」 山陽新報社
- 28) マイクロ版「新潟新聞」新潟新聞社
- 29) 「新潟開港百年史」(1969) 新潟市
- 30) 新潟日報事業社出版部編「新潟県大百科事典」(1977) 新潟日報事業社
- 31) 田宮 覚「浦潮斯徳との貿易と伏見半七について」越佐研究第61集(2004) 新潟県人文研究会
- 32) ヨミダス歴史館「明治・大正・昭和」 国会図書館蔵
- 33) 剣持文彦 門田秀雄 編集制作「修学旅行のすべて」(2005) 財団法人日本修学旅行協会
- 34) 岩崎爾郎「物価の世相100年」(1982) 読売新聞社
- 35) 総務庁統計局監修 日本統計協会編集「日本長期統計総覧」第4巻(1987) 日本統計協会